

## 65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料

(令和3~5年度)

保険料段階 (保険料率)	対 象 者		月額(円)	保険料年額(円)				
第1段階 (基準額×0.3)	本人が市町村民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税又は世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	1,883	22,600				
第2段階 (基準額×0.5)					世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下			
第3段階 (基準額×0.7)								
第4段階 (基準額×0.85)	世帯課税	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	5,350	64,200				
第5段階 (基準額×1.00)					世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外			
第6段階 (基準額×1.20)	本人が市町村民税課税	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円未満	7,558	90,700				
第7段階 (基準額×1.25)					本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円以上かつ210万円未満			
第8段階 (基準額×1.50)						本人が市町村民税課税者で合計所得金額が210万円以上かつ320万円未満		
第9段階 (基準額×1.70)							本人が市町村民税課税者で合計所得金額が320万円以上かつ360万円未満	
第10段階 (基準額×1.80)								本人が市町村民税課税者で合計所得金額が360万円以上かつ500万円未満
第11段階 (基準額×1.85)								

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、

第1~5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

第6段階以上の合計所得金額に給与所得又は公的年金所得に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。

土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。